

国民健康保険税の軽減について ～対象世帯が拡大されます～

前年中の所得が一定以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。申請の必要はありませんが、所得がない方も所得申告をしておく必要があります。

平成26年度から5割軽減を判定する所得の算定式に被保険者である世帯主も含まれるようになりました。また、2割軽減を判定する所得の算定式で、被保険者数に乗ずる金額が10万円引上げられました。

軽減の割合	世帯の判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円+ 24.5万円× (被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下
2割	33万円+ 45万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のことです。

社会保険等の被扶養者であった方(旧被扶養者) ～申請により軽減されます～

社会保険等の被保険者が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国民健康保険の被保険者となった65歳以上の方(旧被扶養者)は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

軽減内容	①所得割額は、免除します。 ②均等割額は、半額になるよう減免します。 ③平等割額は、国民健康保険の加入が旧被扶養者1人の場合は、半額になるよう減免します。
------	---

倒産や解雇などにより離職された方 ～申請により軽減されます～

倒産や解雇、雇い止めなど非自発的に失業し、国民健康保険に加入された場合は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

対象者	次のすべての条件を満たす方 ①平成21年3月31日以降に離職した方 ②離職した時点で65歳未満 ③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者 [特定受給資格者] 理由コード 11、12、21、 22、31、32 [特定理由離職者] 理由コード 23、33、34
軽減内容	前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。
軽減期間	離職日の翌日から、翌年度末までの期間

特別な事情により生活が困難な場合 ～申請により軽減されます～

死亡や長期疾病などで生活が困難になった世帯や災害などの被害にあった場合などは、申請により減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

特別な事情	・世帯主や家族が、死亡、長期疾病などにより生活が困難と認められる場合 ・失業、退職などにより、所得が著しく減少する場合 ・高齢者、障がい者、就労が困難な者で構成されている世帯で、一定所得以下の場合 ・火災や災害などにより被害を受けた場合 ・世帯主または、被保険者が収監された場合
-------	---

40歳～74歳の 国民健康保険加入者の方へ

特定健診・特定保健指導を受けましょう

日本人の生活習慣の変化などにより、近年、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の有病者・予備群が増加しています。生活習慣病は、医療費の約3割、死亡原因の約6割を占めると推計されています。

ご自身の健康と医療費削減のために年1回、必ず受診しましょう。

医療費削減

生活習慣病の発症を未然に防ぐことで、ご自身や家族の生活の質を維持することができます。また、高額となる医療費を削減することができ、保険料(税)の引上げを抑えることにつながります。

早期発見

特定健康診査を毎年受診することで、ご自身の健康状況を継続的に確認でき、自覚症状がないまま進行していく生活習慣病の発症を早期に発見することができます。

予防・改善

特定健康診査受診後に専門家から健康状態に応じた保健指導を受けることにより、生活習慣病の発症を未然に防いで、健康寿命を延ばすことにつながります。